

序 文

本報告書は、日本弁理士会中央知的財産研究所において2018年10月から2020年7月まで開催された、「『超スマート社会（Society 5.0）』に適合する知的財産保護の制度のあり方」をテーマとする研究部会の研究成果をとりまとめたものである。

本研究部会は、研究者及び実務家からなる研究員14名により構成され、原則月1回のペースで各研究員からの報告と全員による討議を行う形で進められた。その設置に際しての問題意識は次のようなものである（日本弁理士会において設置を決定いただいた際の、提案書の一部を引かせていただく。）。

今日、IoT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等、社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が進展しつつある。我が国政府は、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく「超スマート社会（Society 5.0）」の実現を目指すとしている。

このように革新的先端技術が進展し、さらには社会のあり方の大きな変革が予想される中、知的財産制度及びその運用についても、多くの新しい課題が生じている。具体的には、AIを利用したイノベーションの促進に資する特許制度のあり方、AI生成物やデータの保護、オープンイノベーションに資する知的財産制度のあり方等の課題である。

上記のような課題に関しては、政府（国）においても、例えば近年の「知的財産戦略推進計画」において、「第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」や「新たな分野の仕組みのデザイン」等の提言がなされ、また、データの利活用の促進のための不正競争防止法の改正等の制度見直しも行われている。しかし、技術の進展とこれに応じた社会の変革は急速であるのに対し、実務的又は理論的な観点からの課題の抽出と検討は、まだ緒に就いたばかりといってよいと思われる。

なお、2018年に、日本弁理士会会員及び実務系委員会に対して、中央知的財産研究所の研究課題に関する意見募集を行ったところ、AI時代の知的財産制度のあり方、データベースの保護、新事業創出を促すプラットフォームと知的財産、「実施」概念の再検討、意匠権の活用等、上記の課題に関連する希望が複数寄せられた。

以上のような背景事情から、中央知的財産研究所として、本テーマについての研究部会を立ち上げることとなったものである。

実際の研究部会では、AI・ビッグデータに対応した特許制度、特許発明の実施概念、データの保護、AI生成物の保護等について、報告がなされた。今回の部会の特色として、技術と法制度の最新動向を踏まえたテーマであることから、研究員の報告やその後の討議からお互い新たに教えられることがとりわけ多く、大変刺激的・啓発的な内容であった。他方、将来問題になる事項を含め、未解決の問題も多く残されており、一層の研究・検討が必要であることも痛感させられた。

本報告書は、このような研究部会の成果として、各研究員の報告に基づく論稿を、実際の報告の順に掲載したものである。日本弁理士会会員の皆様が、技術の進展により社会経済が大きな変革を迎えている中での知的財産制度のあり方につき、思考をめぐらす際のご参考になれば幸いである。

最後に、この場をお借りして、ご多忙中、充実した報告と熱意あふれる討議、さらに最終論稿の執筆をいただいた研究員各位に、厚くお礼を申し上げます。また、意義深い研究活動の機会を与えていただいた日本弁理士会の関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和2年7月吉日
日本弁理士会中央知的財産研究所
「『超スマート社会（Society 5.0）』に
適合する知的財産保護の
制度のあり方」研究部会
主任研究員 鈴木 將文